

【事案Ⅱ-13】車両共済金等請求

・ 平成 26 年 1 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

車両損害限定特約付車両共済に加入している車両を運転中に、相手車両と衝突・接触を回避したことによって当該車両に損害が生じたので共済金を請求したところ、共済団体が、相手車両との衝突または接触によって生じた損害でないことから共済金支払非該当としたことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

共済団体は、申立人に車両共済金 105 万円および臨時費用 10.5 万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 当案件の交通事故は、「相手車両との衝突・接触」の危機回避をしたため申出人車両が道路左側のコンクリート壁に衝突し、運転者（申出人）・同乗者が怪我、申出人車両が全損した交通事故である。また、事故証明書に相手者氏名・相手車の記載があり、因果関係のある交通事故である。
- (2) 共済団体は、交通事故発生を知った当初から事故状況を適正に把握せず、当事故が相手車との衝突・接触が無い事をもって車両損害限定特約第 3 条①だけを適用、「自損事故」であることによる共済金支払いの拒否理由として説明し、車両損害限定特約第 3 条⑩の「偶然な事故によって生じた損害」については、相手車のある事故にもかかわらず、適用できない、としている。
- (3) 今回の事故について申立人は、車両損害限定特約第 3 条⑩「①から⑨までのほか、偶然な事故によって生じた損害」に該当すると判断している。
- (4) 相手車両との因果関係のある交通事故によって「生じた損害」は車両損害限定特約第 3 条⑩の「他物」であっても、「単独事故」以外の損害は、「偶然な事故によって生じた損害」として、共済金が支払われることになる。
- (5) 共済金支払いの申立てにかかる「生じた損害」は、自動車共済異動承認書の「単独事故」以外の「損害」であるにも関わらず、共済金支払いを拒否している。

<共済団体の主張>

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

車両損害限定特約第 3 条⑩本文では、同条①～⑨に定めるものの他、「偶然な事故によって生じた損害」を保障対象となる旨定めつつ、同但し書において「被共済自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害…（中略）…を除きます」と規定されている。本件共済事故は、被共済自動車とコ

ンクリート壁との衝突による事故であることは当事者間に争いはない。よって、上記同但し書に規定した「被共済自動車と他物との衝突」に該当するため、相手方らにおいて、本件車両損害限定特約第3条⑩の規定に基づく共済金支払責任が発生しないことは明らかである。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は、認めることができない。」との裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 通常車両条項では、偶然の事故による被共済自動車の損害については原則としてすべて共済事故として車両共済金（及び全損の場合は臨時費用共済金）が支払われるが、車両損害限定特約は、共済掛金が低額となるものの、その分、車両共済金を支払うべき損害を一定の範囲に限定する特約である。

共済契約は、いわゆる附合契約（契約当事者の一方によってあらかじめ約款・事業規約が定められ、他方はそれ以外に契約内容を選択する自由をもたない契約）である。そして、その附合契約という特質から、約款・事業規約による定型的・画一的な内容の多数人を相手とする契約となるものであり、一部の契約者にのみ約款・事業規約上認められていない利益や不利益を与えることは、他の契約者との公平上、特段の事情のない限り禁止されていると解さねばならない。従って、すべての共済契約加入者について約款・事業規約に基づく同一の法律関係で処理すべきものであり、共済事故にあたるか否かは、当該約款・事業規約によって定まることになる。

- (2) 本件の場合、車両損害限定特約第3条の共済金が支払われるべき場合に該当するか否かが問題となる。同条は、共済金が支払われる損害を第①号から第⑩号に定めるものに限定している。その内本件で問題となるのは第⑩号である。

同条第⑩号は、「①から⑨までのほか、偶然の事故によって生じた損害。ただし、被共済自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被共済自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。」と規定している。ここでは、但し書きによって除外されている「他物との衝突もしくは接触」に該当するか否かが問題となる。

- (3) 「他物」とは、その文言上、被共済自動車以外の全ての物を指すと解される。その「他物」が自動車であるときは同条第①号の「相手方自動車との衝突または接触によって生じた損害」として処理されることになる。それ以外の「他物」との衝突又は接触については、同条第②号から第⑨号に該当するものがあればその該当するもので処理されるが、同条第②号から第⑨号に該当しない場合の「他物」との衝突又は接触は、同条第⑩号但し書きの「他物との衝突もしくは接触」として、共済金の支払除外事由にな

ると解されることとなるものである。

- (4) 本件事故は、結果として、申立人車とコンクリート壁との衝突事故となったのであるから、同条第①号の他の自動車との衝突・接触ではない。また、同条第②号から第⑨号には該当しないことから、同条⑩号但し書き「他物との衝突または接触によって生じた（偶然の事故による）損害」に該当する、と解せざるをえないものである。

従って、共済金の支払われるべき事故には該当しないというべきである。

- (5) 確かに、本件では、自動車共済異動承認書で、本件車両損害限定特約で保障されないものとして×と記されているのは

「単独事故（電柱・建物などの自動車以外の他物との衝突・接触等）による車の損害」

となっている。

本件事故は、申立人が衝突を避けるためにハンドルを左に切り、その衝突を回避する行為により、車両相互間衝突事故とはならず申立人車がコンクリート壁に衝突したものであり、事故自体は、単独事故ではなく、交通事故証明書にも記載されているように、車両相互事故であるといえるものであり、申立人が単独事故ではないということは正しいものである。その意味で自動車共済異動承認書等の記載は誤解を招きやすいものといわざるを得ない。

しかしながら、共済契約は上述のように附合契約であり、約款・事業規約の定めによって解釈するほかないものであり、本件事故態様は、車両損害限定特約第3条第⑩号但し書きの「被共済自動車と他物との衝突もしくは接触」に該当するものと解するほかない。

- (6) 従って、本件が単独事故ではなく、相手方車との間でひきおこされた事故であるので、申立人が相手方車に対して車両の損害について賠償請求ができるかどうかは別として、本件共済契約（車両損害限定特約第3条）に関しては、本件事故は、申立人車が、他の車両以外の「他物」との衝突という事故態様であることから、車両損害限定特約第3条第⑩号但し書きの支払除外事由に該当し、同条第⑩号に基づく共済金支払いの対象とはならないと解すべきものである。従って、臨時費用共済金の支払いについても認めることができない。